

令和4年度 第3回

地域包括支援に関する会議

資料 2

2 報告

(2) 本市における孤独・孤立対策について

孤独・孤立の問題の状況

○ 長引くコロナ禍の影響により、孤独・孤立がより一層深刻な社会問題となっている。自殺者数の増加などは、孤独・孤立の問題も要因の一つと考えられる。

- ・ 自殺者数（令和2年）：【総数】 21,081人（前年比912人増）
【女性】 7,026人（前年比935人増）
【児童生徒】 499人（前年比100人増で過去最多）
※ 令和3年（確定値）の自殺者数は21,007人（前年比74人（約0.4%）減）
男性は13,939人（12年連続の減少）、女性は7,068人（2年連続の増加）
- ・ DV相談件数（令和2年度）：18万2,188件（前年度の約1.5倍）
※ 令和3年度（確定値）：17万6,967件（前年比5,221件減）
- ・ 児童虐待相談対応件数(令和2年度)：20万5,044件（前年比1万1,264件増）
※ 令和3年度（速報値）：20万7,659件（前年比2,615件増）



○ 国は、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣を任命し、内閣官房孤独・孤立対策担当室を立ち上げ、政府一体となって孤独・孤立対策に取り組んでいる。

孤独・孤立対策の重点計画 概要①

孤独・孤立対策の現状、政府の取組

- 職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
- 新型コロナ感染拡大後、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化
- 単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念
→ 新型コロナ感染拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- 孤独・孤立は、
 - ・ 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの
 - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの
 - ・ 当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題
 - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態
「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 孤独・孤立の一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、多様なアプローチや手法により対応
- 当事者等が「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が重要。
「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む
令和3年実態調査結果を踏まえた「予防」の観点の施策を推進

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様。当事者のニーズ等も多様
- まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
その時々々の当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進
孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進

(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながる形で人と人との「つながり」を実感できることが重要。このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、ウェルビーイングの向上や社会関係資本の充実にも資するとの考え方で施策を推進
日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す
- 地域によって社会資源の違いがある中で、実態調査結果を活用して、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実
- 行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かして、分野横断的な対応が可能となる対策推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との連携・協働により施策を展開

孤独・孤立対策の重点計画 概要②

孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする (3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人の「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①孤独・孤立の実態把握

- ・孤独・孤立の実態把握、データや国際比較、学術研究の蓄積等を推進
- ・令和3年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点から施策を推進

②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

- ・「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や豊かな人間関係づくり、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備を推進
- ・官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果に沿って具体的取組を進める

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

- ・包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進
- ・一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む

②人材育成等の支援

- ・孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上、相談支援に当たる人材への支援を推進

孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめ、関係府省は、各施策の目標達成に向けて着実に取組を進める
- 政府の孤独・孤立対策は、本計画の基本理念・基本方針に基づき、関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的取組を総合的に実施
関係府省において、各々の所管施策に孤独・孤立対策の視点を組み入れ、事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく
特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援を行っていく
- 実態調査結果を踏まえ、また、データ分析を推進し、データや国際比較、学術研究も利活用して、毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証し、評価・検証の指標を検討。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これらは「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等

①居場所の確保

- ・日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進

②アウトリーチ型支援体制の構築

- ・当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進

③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信

④地域における包括的支援体制の推進

- ・地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
- ・小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人の「つながり」を実感できる地域づくり、地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備

(4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

②NPO等との対話の推進

③連携の基盤となるプラットフォームの形成

- ・全国的なプラットフォームの活動を促進
- ・地方のプラットフォームの形成に向けた環境整備(「水平型連携」を目指す)
- ・官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る
- ・民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策の取組を行う形で連携に参画を推進

④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

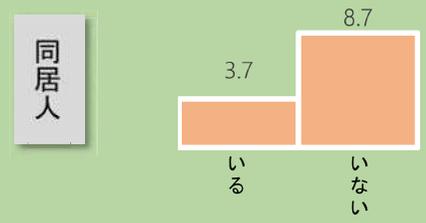
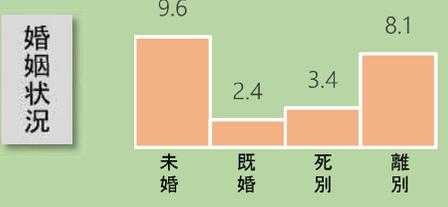
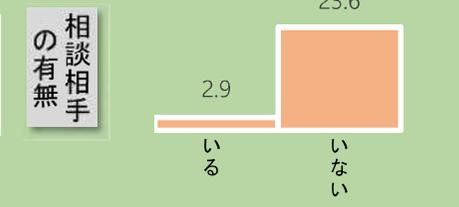
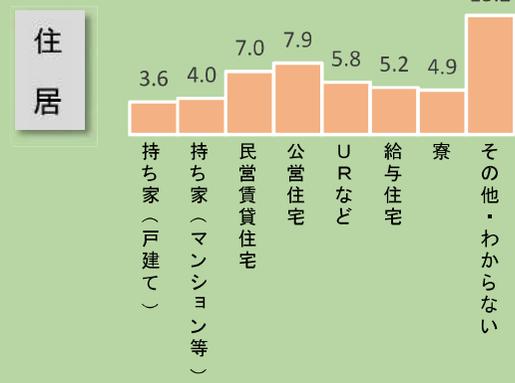
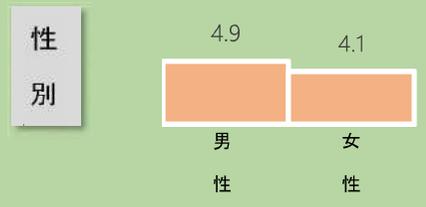
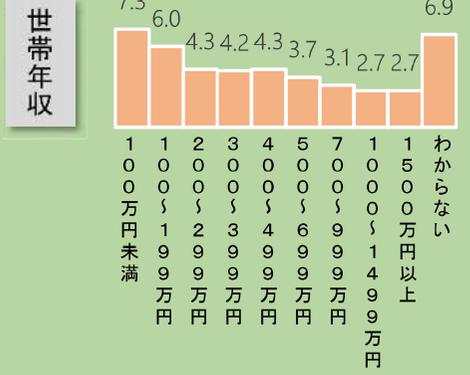
(参考) 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の主な属性

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。



しばしばある・常にある	4.5%
時々ある	14.5%
たまにある	17.4%
ほとんどない	38.9%
決してない	23.7%
無回答	0.9%

※各グラフの単位は「%」

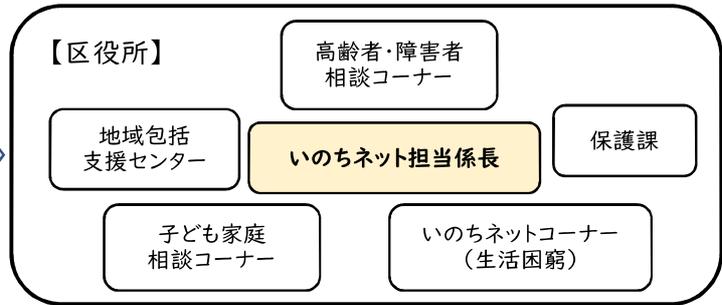
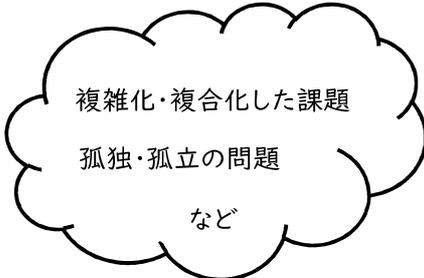


本市における孤独・孤立対策の体制整備について（R4年度～）
（重層的支援体制の構築）

現場（区レベル）における複雑化・複合化する課題を抱える
ケース支援のさらなる充実（体制・仕組み・スキル等）

… 重層的支援体制の
もとでの支援

【現状（包括的な相談・支援体制）】



+

【重層的支援体制の構築に向けて国が示す新たな視点】

- 多機関協働による支援（いのちネット体制のアップグレード）
⇒福祉部門の司令塔としての役割や権限を再検討
- アウトリーチ等継続支援
⇒支援が届いていない人への伴走支援の実施
- 参加支援・地域づくりに向けた支援
⇒地域において、多様な経路でつながり、参加することのできる環境整備と支援

《重層的支援体制とは》

- ①属性を問わない相談支援
- ②参加支援
- ③地域づくりに向けた支援を柱として、これに、
- ④多機関協働による支援（各相談支援関係者との連携・つなぎを実施）
- ⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までを一体的に実施するもの。

行政内部の庁内プロジェクトチーム

《行政内部の横ぐし》

孤独・孤立対策推進のための
庁内関係課長連携会議

- ・施策・事業の効果的な実施のための方向性を共有
- ・現場（各区）等への専門的・技術的支援 など

行政・NPO等関係団体のプラットフォーム

《NPO等関係団体（行政含む）の横ぐし》

孤独・孤立対策等連携協議会

- ・各団体の役割や守備範囲を前提に、支援をつなげていくことを目的とした情報交換や連携・支援方法に関する意見交換
- ・人材育成や研修 など

孤独・孤立対策の体制整備における
コーディネーター

孤独・孤立対策担当ライン（保健福祉局地域福祉推進課に配置）

- 行政内部の庁内プロジェクトチームとの協働による現場（区役所）への支援
- 孤独・孤立対策に取り組むNPO等関係団体と行政のプラットフォームを構築し、官民が連携・補完し合いながら支援に取り組むためのコーディネート
- 重層的支援体制の構築に向けて、国が示す新たな視点を取り入れるにあたっての課題整理や検証を行い、モデル事業を経て、全区での事業展開を推進